

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 女性センターの利用基本方針（遵守事項）

令和3年12月1日

女性センターでは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」の実践例を踏まえ、『新型コロナウイルス感染拡大防止のための女性センターの利用基本方針（遵守事項）』を策定しました。

利用者の皆様には、下記遵守事項に留意し、感染拡大防止対策を講じた活動を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

●感染対策

- ・3つの密（密集、密接、密閉）を回避するため、部屋ごとの利用上限人数を設定します。
- ・利用時間や利用対象などを制限します。
- ・消毒液と布巾を用意します。

●利用にあたって

利用できる団体は、次の各項目を遵守することができる団体です。

◆自宅等での体調等の確認 ⇒ 次に該当する場合は、利用できません。

- ・普段の体調と違う症状（風邪の症状がある、息苦しい、だるい、咳・咽頭痛などの体調不良）などがある。
- ・同居家族に体調不良の方がいる。
- ・過去2週間以内に新型コロナウイルスの感染者又は感染が疑われる人との接触があった。

◆マスクの着用

- ・女性センターを利用する際は、必ずマスクを着用する。

◆活動前後の手洗い

- ・手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）。

◆館内での食事禁止

- ・館内での飲食は禁止とします。ただし、水分補給のみ可とする。

◆「3つの密（密集・密接・密閉）」防止

① 利用人数の制限

- ・人の密度を下げるため、部屋ごとの利用上限人数以内の人数で使用する。

② 身体的距離の確保

- ・他者との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・可能な限り真正面での会話を避け、近距離での会話などは控える。

③ 換気

- ・原則として、窓及びドアは開けて活動する。
- ・天候、音の発生などでやむを得ず窓やドアを閉める場合は、定期的に（1時間に10分程度または30分に5分程度）窓及びドアを開けて換気をする。
- ・音を出す活動（歌、楽器の演奏等）については、近隣住民や他の利用者への騒音防止のため、換気時間以外は窓及びドアを閉めて活動するものとし、換気時間中は、大きな

音が出る活動を行うことはできない。

◆感染対策により活動できる団体

- ① 飛沫が飛ぶおそれがある、他者と接触及び接近する、器具等を共有する、呼吸が激しくなる、飲食を伴うなどの次のような活動は、感染リスクが高いと考えられる。

例) 社交ダンス、空手、囲碁、将棋、健康麻雀、ダンス、空手、剣道、テコンドー、よさこい、和太鼓、卓球、料理、コーラス、カラオケ、童謡、詩吟、吹矢、管楽器演奏、茶道など

このため、これらの活動を行う団体は、活動の実施について慎重に判断するとともに、各種協会等が示すガイドライン等を参考にした上、創意工夫により「利用のために講じた感染防止対策」を策定し、女性センターに提出するものとする。

- ② 利用団体は、策定した「利用のために講じた感染防止対策」をメンバー間で共有するものとする。
- ③ 吹矢や管楽器演奏など、マスクをしていると活動ができないものは、吹く（演奏などをする）時のみマスクを外し、吹き終わったら直ちにマスクを着用する。唾液が床に落下する可能性がある活動については、活動場所の床にビニールシート等を敷くか、活動終了後に消毒用アルコールを散布して使い捨てシート等で床を消毒する（必要な用具等は各自で用意する。）。

◆共用品の使用中止

- ・茶器、ジョイントマット等の感染リスクの高い共用品については、当面使用不可とする。

◆部屋の清掃及び消毒

- ・活動終了後は、使用した部屋の清掃を行うとともに、清拭消毒を行う。

◆ごみの処理

- ・ごみは、持ち帰りを基本とする。特に鼻や口を拭いたティッシュペーパー、使用済みのマスク等は、必ず持ち帰ること。

◆チェックリスト及び名簿の提出

- ・活動終了後、「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」及び「当日参加者名簿」を必ず事務室に提出する。

●今後の対応

今後の国・県の動向や、感染状況によっては、利用の制限等を行うこともあります。